

松崎中学校PTA役員選考細則

- 第1条 松崎中学校PTA規約第10条、第13条により役員及び会計監査並びに委員の選出については、全てこの細則により実施する。
- 第2条 役員及び会計監査の選出に当たっては、その手続きを公正・円滑に処理するため選考委員会を構成する。選考委員会は、各学年部より2名ずつを互選し、兼任する。会長を除く役員(副会長・書記・会計)が新年度の学年・専門委員選出日までに決定しなかった場合は、学年・専門委員選出の際、対象に含める場合もある。なお、校長を相談役とする。また、役員の選出に際し、賛否同数の場合は委員長が決定する。
- 第3条 選考委員の任期は、新年度総会終了までとする。ただし、選考委員は、役員候補者になることはできない。
- 第4条 選考委員会は、選出した役員候補者を委員総会の承認を経て、総会に報告し承認を得る。
- 第5条
1. 委員は、各学級の会員の中から4名選出する。学年部2名、専門部2名とする。
 2. 選考委員会は、各学年部より2名ずつを互選し、兼任する。
- 第6条 役員及び委員に欠員が生じたときは、企画委員会で協議の上、それぞれの選出母体から選出・補充する。任期は、前任者の残余の期間とする。
- 第7条 この細則に明示していない事項については企画委員会で協議の上、委員総会で定める。
- 第8条 この細則の改廃は、委員総会で決定し、承認を得る。

この規約は、平成30年5月2日 一部改正、同日より施行